

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第十五号

鳥取縣種畜場種畜等払下規程を次のように定める。

昭和二十五年三月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣種畜場種畜規程

第一條 本縣において家畜及び家禽の改良はん殖を図るうとするものに対し種畜場長（以下場長という。）はこの規程により種畜等の払下（以下払下という。）をすることができ。

第二條 この規程において種畜等とは種畜、種禽、種卵及び種苗並びに種子をいう。

第三條 払下は市町村農業協同組合及び同連合会又はその他適当と認める團體に対してこれを行う。但し場長が特に必要と認めるときは個人に払い下げることがで

本書ハキヤハ國定規格A五判

昭和二十五年三月十日 金曜日
第二千九十九号

きる。

第四條 払下を受けようとするものは様式第一号の申請書を場長に提出しなければならない。

第五條 払下げる種畜等の種類、數量、價格等は場長が払下の都度これを定めて後知事に報告するものとする。

第六條 場長は払下を決定したときは請者に対し通知しなればならない。

第七條 払下の通知を受けたものは所定の納額告知書により代金を納め様式第二号の請書を提出して種畜等の引渡を受けなければならない。

前項の通知を受けたものが正当の事由なくして指定期限内に代金を納入しないとき又は種畜等を受領しないときは場長は払下をしないことができる。

第八條 払下種畜等の引渡を了つた後、払受人はその事由の如何に拘わらず損害賠償、代金の還付又は減額、

現畜の交換若しくは代物の交付を請求することはできない。但し引渡前において払下の目的物がへい死若しくは滅失し又は廢疾にかゝつたときは払受人の請求により代金を還付することができる。

第九條 場長は払受人に種畜引渡の際その血統証を交付しなければならぬ。

第十條 種畜、種禽の払下を受けたものは次の期間飼育はん殖の義務があるものとする。

- 種 牛 三箇年
- 種豚、種山羊、種細羊 各々二箇年
- 種兔、種禽 各々一箇年

種畜、種禽が前項の期間中にその能力を欠くため廢用するとき又は他に轉売又は讓渡しようとするときは、その事由を具してあらかじめ場長の承認を受けなければならぬ。疾病その他の事故によりへい死したとき又は廢疾に歸したときは直ちにその旨を場長に届け出るとともに血統証を返納しなければならない。

第十一條 払下を受けたものは前條の期間中その年度の

成績を様式第三号によつて翌年四月末日までに場長に報告しなければならない。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

大正十五年六月縣令第七十一号種畜種禽種兔払下規程は廢止する。

様式第一号

- 種(牛、豚、山羊、細羊、兔、卵、種苗、種子) 払下願
- 一、畜 種(種卵、種苗、種子を除く)
- 一、種 類
- 一、性 (種卵、種苗、種子を除く)
- 一、頭羽數量
- 一、払下希望時期

右種畜等払下規程により払下を願ひ度い

年 月 日

縣 市 町 村

氏 名 印

鳥取縣種畜場長殿

様式第二号

請 書

- 一、畜 種(種卵、種苗、種子を除く)
 - 一、種 類
 - 一、名 号(種卵、種苗、種子を除く)
 - 一、性 (種卵、種苗、種子を除く)
 - 一、頭羽數量
- 右貴場育成(生産)種畜の払受完了については種畜等払下規程を嚴守致します
- 年 月 日

縣 市 町 村

氏 名 印

鳥取縣種畜場長殿

様式第三号の一

成 績 報 告

一、何 種 牡 何 号

年 月 日生

昭和 年 月 日 払下の分

種 付 頭 数	受胎頭数	分娩頭数	備 考
自 年 月 日	頭	牝 計	
至 年 月 日	頭	頭	

右の通り報告する

年 月 日

縣 市 町 村

氏 名 印

鳥取縣種畜場長殿

様式第三号の二

蕃 殖 成 績 報 告

一、種 牡 何 号

年 月 日生

昭和 年 月 日 払下の分

種付月日	分娩月日	分娩頭数	備 考
	牝 計		
	頭	頭	

- 二十 大同実業株式会社 同東品治町一二〇番地ノ四
- 二十一 山脇 一野 岩美郡成器村大字中河原一二内一
- 二十二 小畑 勳 八頭郡河原町大字袋河原四一四番地
- 二十三 小倉智恵子 同若櫻町上町一八九番地
- 二十四 長谷川次信 氣高郡日置村大字河原九三三番地
- 二十五 奥田 治六 東伯郡橋津村大字橋津七八番地
- 二十六 福羅 礼 同松崎村大字松崎四四六番地
- 二十七 中原 英夫 同倉吉町大正町一、〇七九番地
- 二十八 小坂元三郎 米子市糺町一丁目一八番地
- 二十九 堀井 夏子 同明治町八番地
- 三十 協薬株式会社 同糺町二丁目二三番地
- 三十一 池田 良藏 同博労町二丁目一二二番地
- 三十二 米田 稔広 同尾高町七一番地
- 三十三 吾郷 憲孝 同道笑町二丁目一二番地
- 三十四 山田 春吉 同法勝寺町七〇番地
- 三十五 渡部医兵衛 同四日市町八七番地
- 三十六 加藤 寛一 同灘町一丁目五番地

- 三十七 由木 綠雄 西伯郡上道村六四二番地
 - 三十八 佐々木富男 同余子村大字中野三三三番地
 - 三十九 貝田徳太郎 同境町本町一〇番地
 - 四十 中谷 李夫 同大高村大字尾高一、七三三番地
 - 四十一 新納 義孝 同大篠津村一、四一〇番地
 - 四十二 羽場常三郎 日野郡石見村大字上石見八四一番地ノ五
 - 四十三 遠藤 眞一 同日光村富江七二番地
- ◇鳥取縣告示第百十八号
 発疹チフス予防のため傳染病予防法第十八條の規定により汽車の検査を次のように実施する。
 昭和二十五年三月十日
- 一、検査すべき傳染病 発疹チフス
 - 二、検査の目的地 東京都、横浜市
 - 三、検査を施行する場所 山陰本線 米子―鳥取 伯備線 米子―根雨

四、検査開始の期日 同表 鳥取一管頭
 昭和二十五年三月十三日

◇鳥取縣告示第百十九号

昭和二十五年度入所の鳥取縣立農業協同組合講習所講習生を次の要項により募集する。

昭和二十五年三月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立農業協同組合講習所講習生募集要項

一、講習の目的

農村青年男女に対し農業協同組合経営の正しい理解とこれに必要な知識技能を修得させ農業改革の実効を期すべき農業協同組合運動に活躍する中堅者を養成することを目的とする。

二、講習所々在地

氣高郡湖山村一二五八番地

鳥取縣立農業協同組合講習所

三、講習の課程

農業概論、農業協同組合原論、農業協同組合関係法規、農業協同組合経営

史、農業協同組合経営概論、同各論（金融事業、生産事業、販売事業、購買事業、農村工業事業、文化厚生共済事業、開拓事業、畜産事業、養蚕事業、農業倉庫事業）その他必要と認められたもの。

四、修業年限

六箇月（自昭和二十五年四月十五日）
 至同 年九月三十日）

五、入所資格

年令三十才までの者にして農業協同組合長又は同連合会長の推薦を受けた左の各号の一に該当する者

1、旧制中等学校卒業業者

2、新制高等学校卒業業者

3、これらと同等の学力を有するものと認められる者

六、募集人員 参拾名

七、入所の詮衡

東部（四月三日 湖山講習所）中部（四月四日 上井町東伯高校）西部（四月五日 米子市東高校長砂校舎）

の三地区に於て口述試験を行う。

八、志願手續

志願者は所定の願書、履歴書、身体検査書、最終学校卒業証明書、成績証明書及び推薦書を添附し三月二十五日までに所長に提出する。

九、許可の通知

入所許可者には葉書又はその他の方法により通知する。

一〇、受験料、授業料は徴收しない。

一一、寄宿舎の設備あり寄宿希望者は願書にその旨附記すること。

◇鳥取縣告示第二百二十号

家畜傳染病予防法第七條及び同法施行規則第二十七條により搾乳の用に供し又は供する目的で飼育されているすべての牛並びにこれらの牛と同一構内に飼育されている接觸の機会が多いその他の牛について結核病検査を次のように実施するから検査該当牛所有者又は管理者は右検査所に牛をひきつけ検査を受けなければならない。

昭和二十五年三月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

検査月日	判定月日	検査場所	検査区域	検査時間	検査場所	検査区域	検査時間
------	------	------	------	------	------	------	------

五月一〇日	五月一三日	東伯郡舍人村	同上酪農組合	午前九時	鳥取市美保	同上酪農組合	午前九時
一一日	一四日	花見村	同	同	氣高郡千代水村	三谷 安治	同
一二日	一五日	上井町	同	同	鳥取市田島	小次林義郎	同
一三日	一六日	西郡村	同	同	行徳 古市	横山 請次	同
					富安	大山 道夫	同

一五日	一八日	同	三徳村	三徳酪農組合	同	同	吉方	福永 正一	同
一六日	一九日	同	旭村	同上酪農組合	同	八頭郡若櫻町	岡崎 りつ	同	同
一七日	二〇日	同	倉吉町	倉吉農学校	同	智頭町	智頭農学校	同	同
一八日	二一日	同	高城村	同	同	同	福良 与一	同	同
一九日	二二日	同	上小鴨村	同	同	氣高郡逢坂村	同上酪農組合	同	同
二〇日	二三日	同	小鴨村	同	同	東伯郡浦安町	同	同	同
二二日	二五日	同	上北條村	同	同	八橋町	同	同	同
二三日	二六日	同	由良町	同	同	赤碕町	同	同	同
二四日	二七日	同	下郷村	同	同	成美村	同	同	同
二五日	二八日	同	榮村	同	同	安田村	同	同	同

註 一、生後六箇月以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。

二、この検査の注射の日より六十日以後にツベルクリンに依る結核検査を行つたものはこの検査を受けることはできない。

ように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年三月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百二十一号

市街地建築物法施行令第二十九條の二の規定により次の

01016

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市古市四〇八の一〇 梶川 幸清
- 一、建築物の位置 鳥取市藪片原三九の三番地先
- 一、同 用途 店舗併用住宅
- 一、同 構造 木造 亜鉛鉄板葺 二階建一棟
- 一、同 規模 建築面積 一六、〇平方米 突出する部分 同

二、許可条件

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

昭和二十五年三月四日定例縣議会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算並びに昭和二十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加更正予算、昭和二十四年度特別会計就学奨励資金歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計縣立実業学校実習費歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計競馬事業費歳入歳出追加予算、昭和二十四年度特別会計縣立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算、昭和二十四年度特別会計減債基金歳入歳出予算は次の通りである。

昭和二十五年三月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

歳 入	追加更正予算額	備考
款 項		
1 縣 税	62,068,668	
1 獨立税	29,374,748	
3 地方配付税	38,698,929	
2 公企業及財産收入	750,000	

鳥取縣告示第百二十二号

01017

1 財産收入	750,000	10 縣 債	78,425,000
4 使用料及手数料	1,944,000	1 縣 債	78,425,000
1 使用料	140,000	歳入合計	104,993,586
2 手数料	2,084,000	歳 出	
5 国庫支出金	15,742,223	1 議 会 費	1,466,210
1 国庫負担金	3,830,380	1 縣會議費	616,210
2 国庫補助金	11,911,843	2 委員公費	850,000
6 寄 附 金	8,934,081	2 縣 庁 費	3,938,467
1 寄 附 金	8,934,081	1 縣職員費	529,243
7 繰 入 金	15,140	2 地方事務所費	720,000
1 特別会計繰入金	15,140	3 東京連絡所費	2,359,859
8 繰 越 金	73,253,583	4 監査委員費	49,374
1 前年度繰越金	73,253,583	5 諸 費	280,000
9 雑 收 入	19,598,891	3 警察消防費	650,000
2 弁償金及報償金	22,793	1 公安委員公費	650,000
5 物品売払代	160,000	4 土 木 費	635,956
6 雑 入	9,781,684	3 道路橋梁費	4,750,000
7 運 用 金	10,000,000	4 河 川 費	1,633,333

5 港灣費	-	2 社会福祉費	7,404.058
6 砂防費	-	3 兒童福祉費	704.904
7 産業開發調査費	-	4 国民健康保險費	1,934.884
8 都市計画費	2,220.090	5 世話費	538.440
9 災害土木費	-	6 勞政費	170.000
11 土木諸費	200.711	7 職業安定費	3,770.279
5 教育費	213.280	8 住宅費	296.043
5 高等学校費	764.049	9 公園費	30.000
6 定時制高等学校費	△ 1,124.949	7 保健衛生費	4,593.723
7 夜間高等学校費	-	1 保健所費	3,822.600
8 特殊學校費	-	3 傳染病予防費	300.000
16 教育研究指導費	43.000	6 性病予防費	171.000
17 教育調査費	60.000	7 民族昆虫驅除費	-
20 教育施設費	293.180	8 衛生統計費	147.023
21 教育諸費	50.000	10 藥務取扱費	153.700
22 恩給費	128.000	8 産業經濟費	17,046.581
6 社会及勞働施設費	7,328.050	1 農業費	9,315.562
1 生活保護費	20.000	2 畜産業費	420.000

01010

3 林業費	△ 7,671.151	3 地方振興費	10,533.630
4 水産業費	659.221	4 縣政企画調査費	300.000
5 養業費	200.000	5 公報活動費	90.000
6 商工業費	8,478.280	6 涉外費	393.540
7 物資調整費	519.874	7 繰出金	55,168.358
8 農地制度改革費	2,172.790	9 雜支出	151.038
9 開拓事業費	△ 4,259.839	歲出合計	104,993.586
10 耕地事業費	7,061.844	昭和24年度特別會計災害救助基金	
11 農業協同組合事業費	150.000	歲入歲出追加予算	
9 財產費	1,200.000	歲入	
1 財產管理費	1,200.000	款項	
10 統計調査費	264.665	2 繰入金	54.000
1 統計調査費	264.665	1 一般會計繰入金	54.000
11 選挙費	2,352.000	歲入合計	54.000
1 衆議院議員選挙費	2,209.000	出	
5 漁業調整委員選挙費	143.000	1 社会及勞働施設費	24.000
13 諸支出名	65,636.566	1 災害救助費	24.000
2 徵稅費	-	2 諸支出名	30.000

01010

01020

1 基金編入金		30,000	
歳出合計		54,000	
昭和24年度特別会計就学奨励資金			
歳入歳出追加予算			
歳入			
歳出			
追加予算額	備考		
3 繰越金		7,000	
1 前年度繰越金		7,000	
歳入合計		7,000	
歳出			
1 就学奨励事業費		7,000	
1 事業費		7,000	
歳出合計		7,000	
昭和24年度特別会計縣立興業学校実習費			
歳入歳出追加予算			
歳入			
歳出			
追加予算額	備考		
2 繰越金		91,000	
1 前年度繰越金		91,000	
歳入合計		91,000	
歳出			
1 競馬事業費		15,140	
2 諸支出金		15,140	
歳出合計		15,140	
昭和24年度特別会計縣立中央病院事業費			
歳入歳出追加予算			
歳入			
歳出			
追加予算額	備考		
1 前年度繰越金		15,140	
歳入合計		15,140	
歳出			
2 繰越金		91,000	
歳入合計		91,000	

01021

1 諸支出金		65,114,358	
1 基金編入金		55,114,358	
2 運用金		10,000,000	
歳出合計		65,114,358	
◇鳥取縣告示第百二十三号			
公有水面埋立竣功期限伸長の件次のように許可した。			
昭和二十五年三月十日			
鳥取縣知事 西 尾 愛 治			
1 埋立の場所 東伯郡東郷村大字引地字杭の和田四〇			
ノ二、四〇ノ三、四〇ノ五九地先東郷			
池公有水面四反二畝六步			
1 埋立竣功伸長期限 昭和二十六年十二月三十一日まで			
1 出願人 東伯郡松崎村四六八番地			
松田昌造			
◇鳥取縣告示第百二十四号			
環境衛生監視員の身分を示す証票を次のように交付した。			
1 基金編入金		55,114,358	
追加予算額		55,114,358	
備考			
1 繰入金		55,114,358	
1 一般会計繰入金		55,114,358	
2 元資受入		10,000,000	
1 元資受入		10,000,000	
歳入合計		65,114,358	
歳出			
1 縣立病院費		360,000	
1 病院費		360,000	
歳出合計		360,000	
昭和24年度特別会計減債基金歳入歳出予算			
歳入			
歳出			
追加予算額		360,000	
備考			
6 財産収入		360,000	
1 財産収入		360,000	
歳入合計		360,000	
歳出			
1 縣立病院費		360,000	
1 病院費		360,000	
歳出合計		360,000	

昭和二十五年三月十日
鳥取縣知事 西尾愛治

選舉管理委員會告示

齒科 田村齒科医院 岩美郡岩井町一三四五 田村威 昭和二十五年三月一日

職名 氏名 番号 交付年月日
鳥取縣技術吏員 福田弘 一 昭和二十五年三月一日
環境衛生監視員 景家春雄 二 同
同 田中頼正 三 同
同 末吉万喜夫 四 同
同 寺谷嘉友 五 同

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五号
政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた日本共産党因幡地区鳥取縣庁細胞の解散の際の收支に関する報告書の要旨は左の通りである。
昭和二十五年三月十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

政党、協会その他の団体の解散の際の收支

に関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年一月一日至同 年二月十八日

三、報告書の要旨

◇鳥取縣告示第百二十五号
健康保険法、船員保険法に基く齒科医師である保険医を次のように指定した。
昭和二十五年三月十日
鳥取縣知事 西尾愛治

診療科名 診療名称 所在地 氏名 氏名 指定年月日

日本共産党 因幡地区鳥取縣庁細胞	寄附及び 収入又は 寄附の総額		一件千円 以上の寄 附		一件五百 円以上の 寄附		一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出		報告受理年 月 日
	円	数件	総額	数件	総額	数件	総額	数件	総額		
		1		1		1		1		1	昭和 三、五 三

昭和二十五年三月十日印刷
昭和二十五年三月十日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取